

コピーワンス問題と補償金制度に関する合同記者会見
第6弾
～メーカーの社会的責任と補償金制度～



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

デジタル私的録画問題に関する権利者会議

1. メーカーのやっていることは「ちゃぶ台返し」 (ノー)ノ〜

●理解不能な「懸念事項」

①HDD内蔵の「一体型の機器」は「汎用機」と区別がつきにくく、いずれ「汎用機」の指定につながる。

- ・2年の議論を経て、パソコンを制度の対象に加えないことに権利者は同意しており、これは権利者サイドの最大の譲歩。
- ・「一体型の機器」と「汎用機」はHDDを内蔵しているとの点で共通するものの、全く用途が異なる。
- ・録音や録画を行うメディアは、MDやDVDからHDDに移行しつつあり、「一体型の機器」を制度の対象に加えなければ、補償金の「実体」が生まれない。
- ・「対象の拡大」というのは誤った表現であり、むしろ「対象の移行」が正しい。

②制度が縮小していく「保証」がない。

- ・「ネットの世界」を補償金の対象からはずすことが、まさに「制度の縮小」。
- ・制度は、「音楽CD」と「地上放送」のみを対象とし、これについても「権利者の要請による保護技術」が施された時点で「廃止」されることを明言しているが、それ以上、いったいどのような「保証」が必要なのか？

2. メーカーの社会的責任と補償金制度

●補償金制度が必要な理由について

統計や数字を並べ立てるまでもなく、コンテンツビジネスにとって、様々な「送信」や「複製」の手段がふんだんに提供されてきたことから起きるメリットも生じる一方で、弊害もいたるところに出てきている。

わが国においても、再三「放送番組のネット流通の促進」などといわれ、放送局自身をはじめとして様々なプレーヤーがチャレンジするが、ネット上に無償取り放題のコンテンツがあふれている現状で、いかなるビジネスモデルも成立しないという現状があり、勢い「許諾権の制限」などという、付け焼刃、かつ責任転嫁のような議論が平然と行われている。

こうした「フリーライド」としてくられる「無償コンテンツの流通(違法合法を問わず)」は、何もネットワーク上に留まらない。家庭内において、友人間において、そうした無償コンテンツを生み出して流通させることは可能であり、事実行われている。

一方で、そうした無償コンテンツの発生、流通を、様々な進化、増殖する「機器、媒体」が支えていることに疑いはなく、そうしたメーカーの社会的責任に着目して、かつ、「私的な領域で行われる複製行為が特定し得ない」からとの理由で考えられた補償金制度は、そのような機器や媒体のメーカーが、複製に供される機器や媒体を販売することで得る莫大な利益の一部を権利者に還元させようとするものであって、その観点からすれば「補償金制度」の正当性は、今日強まりこそすれ、薄れてきたなどという見方はあたらない。

3. 消費者は本当にそれでいいのでしょうか？

●補償金制度が縮小され「契約と保護技術」に取って代わることの意味

現在の補償金制度は消費者が負担するとの建前はあるものの、メーカーが負担している事実に変わりはなく、メーカーの自覚もおそらくその通り。

制度の建前から、補償金制度イコール「消費者の不利益」として常に云われてきたが、今回の文化庁案における有料配信などのように、補償金制度による対応をやめて「契約と保護技術」による個別課金に委ねられるとすれば、それこそ正真正銘の「消費者の負担する構造」が生まれて、メーカーがその「負担のサイクル」から未来永劫解放されるだけのこと……という事実関係に消費者は気付いていないように思われる。

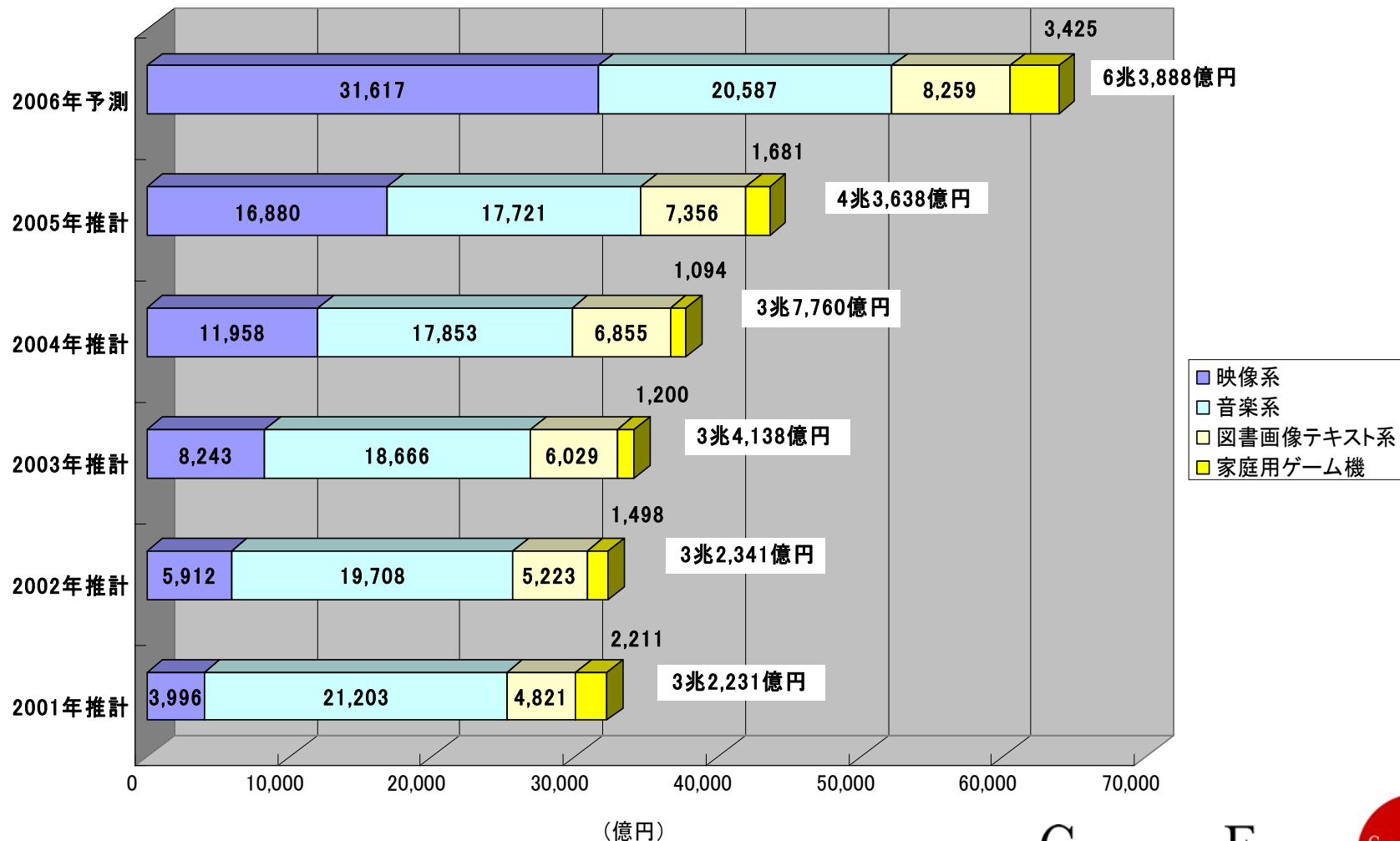
つまり……、

これまではメーカーが、その利益の一部から消費者とともに負担してきた私的複製のコストについて、これから先、メーカーがコンテンツに関する負担からはずれて手放しで利益を上げていく一方で、消費者のみが負担するという状況を実現することが、消費者の本当に望んでいることなのではないでしょうか？

4. デジタル関連プロダクツ市場規模の推移

プロダクト市場規模

【参考文献】デジタルコンテンツ協会「コンテンツ産業の現状と将来」、デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2006」、内閣府「平成17年度国民経済計算確報及び平成8～15年度遡及改訂結果」



5. ダビング10そもそも論

●そもそも…コピーワンス(ダビング10)の問題の発端が、「メーカーの落ち度」にあったことを、FACTとして押さえておくべき。

「コピーワンス」の不便さが顕在化したのは、ムーヴの失敗によりHDD上のコンテンツが消滅してしまうとのクレームが頻発した時点に遡る。その不便さの原因は、カタログ上の性能を実現できないメーカーの技術力の未熟さと、それに対するサポート体制の不備に起因するものであって、権利者とは何のかかわりもない。

「コピーワンス」を取り極めた話し合いに権利者が関与しているわけでもないが、たまたま「権利者の厳しい要求により定めたルール」といわれてしまったことから、「権利者を呼べ」という話になり、結果、情報通信審議会の「検討委員会」に参加することになった。

「補償金制度」というバッファの範囲内で、できうる限りの可能性を模索した結果、ダビング10という成果が生まれた。それを社会に報告した「第4次中間答申」に「権利者への対価の還元」が前提として謳われたのはそうした経緯からであり、当然至極のことでもある。また、その答申の策定に当たって、メーカーは何の異議も申し立てていない。

権利者にとって、ダビング10の問題は、明らかにメーカーの不始末の尻拭いとしての性格を持つ。メーカーは、権利者に尻拭いをさせておいて、ここにきてまたしてもメーカーの都合により、放埒な主張を繰り返して、第4次答申の実現を危うくしている。

6. 権利者はダビング10を人質になどしていない。

- ・ダビング10の実施期日の確定にゴーサインを出すのは、あくまでも情報通信審議会の「検討委員会」。
- ・「検討委員会」は、第4次答申の前提条件が守られているかについて確認する必要がある。それはメーカーも入れた「検討委員会」の合意事項であり、よって期日が確定していない。
- ・第4次答申が実行されないのは、あくまでもメーカーが一貫性のない行動をとるからであって、権利者は「ダビング10を人質」になどしていない。

私たちは、私的録音録画補償金制度の適正な見直しを求めます

■デジタル私的録画問題に関する権利者会議

(社)日本文藝家協会理事長 坂上弘
(協)日本脚本家連盟理事長 金子成人
(協)日本シナリオ作家協会理事長 西岡琢也
(社)全日本テレビ番組製作社連盟理事長 工藤英博
(社)日本映画製作者連盟会長 松岡功
(中)日本動画協会理事長 松谷孝征
(社)日本映像ソフト協会会長 高井英幸
(協)日本映画製作者協会代表理事 新藤次郎
(社)日本芸能実演家団体協議会会長 野村萬
(社)日本音楽事業者協会会長 尾木徹

(社)音楽出版社協会会長 朝妻一郎
(社)音楽制作者連盟理事長 大石征裕
(社)日本音楽著作権協会会長 船村徹
(社)日本レコード協会会長 石坂敬一
日本音楽作家団体協議会理事長 川口真
詩と音楽の会会長 平井丈一朗
全日本音楽著作家協会会長 遠藤実
全日本児童音楽協会会長 北澤秀夫
日本音楽著作家連合会長 志賀大介
日本歌謡芸術協会会長 曾根幸明

日本現代音楽協会会長 坪能克裕
(社)日本作曲家協会会長 遠藤実
(社)日本作曲家協議会会長 小林亜星
(社)日本作詩家協会会長 湯川れい子
日本作編曲家協会会長 服部克久
日本詩人連盟会長 平山忠夫
(社)日本童謡協会会長 湯山昭
日本訳詩家協会会長 永田文夫

■賛同団体

関西俳優協議会会長 田中弘史
名古屋放送芸能家協議会理事長 舟木淳
(社)日本映画俳優協会理事長 池部良
(社)日本喜劇人協会会長 橋達也
(中)日本芸能マネージメント事業者協会理事長 山崎讓
(社)日本劇団協議会会長 成井市郎
日本新劇製作者協会会長 水谷内助義
日本新劇俳優協会会長 小沢昭一
日本人形劇人協会会長 長谷川正明
(社)日本俳優協会会長 中村雀右衛門
(協)日本俳優連合理事長 里見浩太郎
日本モデルエージェンシー協会理事長 小林信治
(特活)人形浄瑠璃文楽座理事長 鳥越文蔵
(社)能楽協会理事長 野村萬
大阪三曲協会理事長 中島警子
(社)関西常磐津協会理事長 常磐津一巴太夫
(社)義太夫協会会長 波多一索
清元協会会長 清元延壽太夫
(特活)筑前琵琶連合理事長 中村チエ
(社)当道音楽会理事長 寺田為三
常磐津協会会長 常磐津文字太夫
(社)長唄協会会長 鳥羽屋里長

名古屋邦楽協会会長 長谷川栄胤
(社)日本三曲協会会長 米川文子
日本琵琶楽協会会長 山岡知博
(社)日本演奏連盟理事長 伊藤京子
(社)日本オーケストラ連盟理事長 児玉幸治
日本オペラ連盟理事長 五十嵐喜芳
日本音楽家ユニオン代表運営委員 崎元讓
(社)日本歌手協会会長 ペギー葉山
日本シャンソン協会会長 石井好子
日本シンセサイザー・プログラマー協会会長 松武秀樹
(特活)日本青少年音楽芸能協会理事長 廣瀬清
パブリック・イン・サード会代表幹事 椎名和夫
(特活)レコーディング・ミュージシャンズ・アソシエーション・オブ・ジャパン
理事長 篠崎正嗣
(社)現代舞踊協会会長 植木浩
東京バレエ協議会理事長 佐々木忠次
(社)全日本児童舞踊協会会長 中村明
名古屋洋舞家協議会会長 越智實
(社)日本バレエ協会会長 薄井憲二
(社)日本舞踊協会会長 犬丸直
日本フラメンコ協会会長 濱田滋郎
(社)上方落語協会会長 桂三枝

関西演芸協会会長 桂福団治
関西芸能親和会会長 羽田たか志
講談協会会長 宝井馬琴
太神楽協同協会会長 鏡味仙三郎
東京演芸協会会長 牧仲二
(社)日本奇術協会会長 渚晴彦
日本司会芸能協会会長 玉置宏
ボーイズバラエティ協会会長 灘康次
(社)漫才協会会長 青空球児
(社)落語協会会長 鈴木舎馬風
(社)落語芸術協会会長 桂歌丸
(社)浪曲親友協会会長 真山一郎
沖縄県芸能関連協議会会長 鳥袋正雄
(社)日本照明家協会会長 谷川富也
日本舞台監督協会会長 三宅博
日本民俗芸能協会会長 福田一平
日本浪曲協会会長 澤孝子
日本ミキサー協会理事長 梅津達男

全89団体(順不同)

CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

